

**改正**

平成5年3月27日条例第10号

平成9年3月31日条例第42号

平成11年3月26日条例第17号

平成12年3月31日条例第77号

平成17年9月22日条例第46号

平成17年12月15日条例第85号

平成18年12月20日条例第66号

平成25年6月28日条例第55号

平成25年12月18日条例第60号

令和元年9月13日条例第75号

令和2年3月26日条例第22号

旭川市総合体育館条例

(設置)

**第1条** 本市は、市民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るため、旭川市総合体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** 体育館の位置は、旭川市花咲町5丁目とする。

(開館時間及び休館日)

**第2条の2** 体育館の開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は第2条の4第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 毎月最終金曜日及び12月30日から翌年の1月4日まで

(使用期間の制限)

**第2条の3** 2人以上の者が体育館の各施設を独占的に使用する場合（以下「専用使用」という。）において当該施設を引き続き使用できる期間は、3日以内とする。ただし、次条第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第2条の4** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育館の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用の承認等に関すること。
- (2) 使用料の徴収及び還付に関すること。
- (3) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

**第2条の5** 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

**第3条** 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を与える場合において体育館の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めたとき。
- (3) その他指定管理者が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

**第4条** 体育館の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項のほか体育館備付物品等を使用するときは、市長が別に定める使用料を納入しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第5条** 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

**第6条** 使用者は、体育館の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

**第7条** 使用者は、建物、付属設備及び備付物品を破損し、又は滅失したときは、指定管理者が定める額を賠償しなければならない。

(使用料の不還付)

**第8条** 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能となつたとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

2 この条例施行の際、既になされた使用承認の申込みは、第3条第1項の規定によつてなされたものとみなす。

3 旭川市総合体育館常磐分館の使用料については、昭和55年3月31日までの間は、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旭川市体育館条例(昭和34年旭川市条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成5年3月27日条例第10号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第42号)

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（平成10年3月教委規則第9号で、同10年4月1日から施行）

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市総合体育館条例別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年3月26日条例第17号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日条例第77号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年9月22日条例第46号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に4条を加える改正規定（第2条の5に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市総合体育館条例第3条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市総合体育館条例第3条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

**附 則**（平成17年12月15日条例第85号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市総合体育館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年12月20日条例第66号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年6月28日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年8月19日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の旭川市水泳プール条例（以下「廃止前の条例」という。）別表に規定する回数券は、施行日以後においても、旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）に規定する旭川市総合体育館、旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）に規定

する旭川市東地区体育センター，旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）に規定する旭川市東部スケートリンク並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場，和弓場，洋弓場，プール（以下「花咲プール」という。）及びスケート場，常磐公園施設プール（以下「常磐プール」という。），忠和公園施設体育館，東豊公園施設体育館，新富公園施設プール（以下「新富プール」という。）並びに千代の山公園施設プール（以下「千代の山プール」という。）を使用する場合に使用することができる。

- 3 廃止前の条例別表に規定する1月券（平成25年7月20日以後に発行したものに限る。）は，当該券を発行した日から起算して1月間，花咲プール，常磐プール，新富プール及び千代の山プールを使用する場合に使用することができる。

**附 則**（平成25年12月18日条例第60号）

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月13日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市総合体育館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は，令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し，適用日前の使用に係る使用料については，なお従前の例による。
- 3 施行日前に承認された使用に係る使用料については，前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市総合体育館条例別表に規定する回数券，1月券又は3月券の使用料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（回数券，1月券又は3月券の使用料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を徴収した回数券，1月券又は3月券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については，第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した場合，旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表（2）に規定する回数券の使用料を納入した場合並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表（6）に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場，和弓場，洋弓場，プール及びスケ

ート場，常磐公園施設プール，忠和公園施設体育館（以下「忠和体育館」という。），東豊公園施設体育館（以下「東豊体育館」という。），新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールに係る共通回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料又は利用料金を納入した回数券又は共通回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については，第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

6 適用日前に忠和体育館及び東豊体育館に係る1月券又は3月券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（当該使用料を納入した1月券又は3月券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については，第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月26日条例第22号抄）

- 1 この条例は，令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）
- 3 施行日前に旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）別表に規定する回数券の使用料を納入した者，旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した者又は旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表（2）に規定する回数券の使用料を納入した者が，施行日以後に改正後の条例第12条第2項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を使用する場合（当該使用料又は当該利用料金を納入した回数券を使用して使用する場合に限る。）においては，当該使用料又は当該利用料金の納入をもって，改正後の条例第18条第4項の規定により使用料を納付したものとみなす。
- 4 施行日前に旭川市総合体育館条例別表に規定する1月券又は3月券の使用料を納入した者が，施行日以後に改正後の条例第12条第2項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を使用する場合（当該使用料を納入した1月券又は3月券を使用して使用する場合に限る。）においては，当該使用料の納入をもって，改正後の条例第18条第4項の規定により使用料を納付したものとみなす。

**別表**

旭川市総合体育館使用料金表

| 時間区分 | 午前   | 午後    | 夜間   | 早朝・深夜<br>等 | 全日   |
|------|------|-------|------|------------|------|
|      | 使用区分 | 9時～12 | 1時～5 | 6時～9       | 1時間当 |

|          |                |                  |             | 時           | 時       | 時       | たり      | 時      |         |
|----------|----------------|------------------|-------------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|
|          |                |                  |             | 円           | 円       | 円       | 円       | 円      |         |
| 専用<br>使用 | 主競技場<br>(アリーナ) | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 幼・小・中・高生    | 3,960   | 5,280   | 3,960   | 1,320  | 15,840  |
|          |                |                  | 入場料を徴収する場合  | 大学生・一般      | 5,250   | 7,000   | 5,250   | 1,750  | 21,000  |
|          |                |                  |             | 幼・小・中・高生    | 13,230  | 17,640  | 13,230  | 4,410  | 52,920  |
|          |                | その他の催物に使用する場合    | 入場料を徴収しない場合 | 営利を目的としない場合 | 31,710  | 42,280  | 31,710  | 10,570 | 126,840 |
|          |                |                  |             | 営利を目的とする場合  | 79,380  | 105,840 | 79,380  | 26,460 | 317,520 |
|          |                |                  | 入場料を徴収する場合  | 営利を目的としない場合 | 52,920  | 70,560  | 52,920  | 17,640 | 211,680 |
|          | 営利を目的とする場合     | 132,300          |             | 176,400     | 132,300 | 44,100  | 529,200 |        |         |
|          | 第1体育           | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料を徴収する場合  | 入場料を徴収しない場合 | 900     | 1,200   | 900     | 300    | 3,600   |
|          |                |                  |             | 入場料を徴収する場合  | 1,260   | 1,680   | 1,260   | 420    | 5,040   |
|          |                | その他の場合           | 入場料を徴収しない場合 | 営利を目的としない場合 | 2,160   | 2,880   | 2,160   | 720    | 8,640   |
|          |                |                  |             | 営利を目的とする場合  | 5,400   | 7,200   | 5,400   | 1,800  | 21,600  |

|                              |                              |                         |                     |        |        |        |        |         |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 室                            | 催物に使用する場<br>合                |                         | 的とする<br>場合          |        |        |        |        |         |
|                              |                              | 入場料<br>を徴収<br>する場<br>合  | 営利を目<br>的としな<br>い場合 | 3,600  | 4,800  | 3,600  | 1,200  | 14,400  |
|                              |                              |                         | 営利を目<br>的とする<br>場合  | 9,000  | 12,000 | 9,000  | 3,000  | 36,000  |
| 第2体育<br>室                    | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合 | 入場料を徴収しな<br>い場合         |                     | 3,360  | 4,480  | 3,360  | 1,120  | 13,440  |
|                              |                              | 入場料を徴収する<br>場合          |                     | 4,680  | 6,240  | 4,680  | 1,560  | 18,720  |
|                              | その他の<br>催物に使<br>用する場<br>合    | 入場料<br>を徴収<br>しない<br>場合 | 営利を目<br>的としな<br>い場合 | 8,040  | 10,720 | 8,040  | 2,680  | 32,160  |
|                              |                              |                         | 営利を目<br>的とする<br>場合  | 20,160 | 26,880 | 20,160 | 6,720  | 80,640  |
|                              |                              | 入場料<br>を徴収<br>する場<br>合  | 営利を目<br>的としな<br>い場合 | 13,440 | 17,920 | 13,440 | 4,480  | 53,760  |
|                              |                              |                         | 営利を目<br>的とする<br>場合  | 33,600 | 44,800 | 33,600 | 11,200 | 134,400 |
| アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合 | 入場料を徴収しな<br>い場合              |                         | 1,470               | 1,960  | 1,470  | 490    | 5,880  |         |
|                              | 入場料を徴収する<br>場合               |                         | 2,040               | 2,720  | 2,040  | 680    | 8,160  |         |
|                              | 入場料                          | 営利を目                    | 3,510               | 4,680  | 3,510  | 1,170  | 14,040 |         |

|               |               |                  |            |        |        |       |        |        |
|---------------|---------------|------------------|------------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 第3体育室         | その他の催物に使用する場合 | を徴収しない場合         | 的としな       |        |        |       |        |        |
|               |               | 入場料を徴収する場合       | 営利を目的とする場合 | 8,820  | 11,760 | 8,820 | 2,940  | 35,280 |
|               |               |                  | 営利を目的としな   | 5,880  | 7,840  | 5,880 | 1,960  | 23,520 |
|               | 入場料を徴収する場合    | 営利を目的とする場合       | 14,700     | 19,600 | 14,700 | 4,900 | 58,800 |        |
|               |               | 入場料を徴収しない場合      | 2,430      | 3,240  | 2,430  | 810   | 9,720  |        |
|               | 第4体育室         | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料を徴収する場合 | 3,390  | 4,520  | 3,390 | 1,130  | 13,560 |
| 入場料を徴収しない場合   |               |                  | 14,580     | 19,440 | 14,580 | 4,860 | 58,320 |        |
| その他の催物に使用する場合 |               | 入場料を徴収する場合       | 5,820      | 7,760  | 5,820  | 1,940 | 23,280 |        |
|               |               | 入場料を徴収しない場合      | 9,720      | 12,960 | 9,720  | 3,240 | 38,880 |        |
| 入場料を徴収する場合    |               | 営利を目的とする場合       | 24,300     | 32,400 | 24,300 | 8,100 | 97,200 |        |
|               |               | トレーニング室          | 2,430      | 3,240  | 2,430  | 810   | 9,720  |        |
| 個             | 1回につき         | 150              | 150        | 150    |        |       |        |        |

|             |        |          |       |     |     |  |  |
|-------------|--------|----------|-------|-----|-----|--|--|
| 人<br>使<br>用 | 高校生    | 回数券（6回分） | 750   |     |     |  |  |
|             |        | 1月券      | 1,200 |     |     |  |  |
|             |        | 3月券      | 3,000 |     |     |  |  |
|             | 大学生・一般 | 1回につき    | 220   | 220 | 220 |  |  |
|             |        | 回数券（6回分） | 1,100 |     |     |  |  |
|             |        | 1月券      | 1,760 |     |     |  |  |
|             |        | 3月券      | 4,400 |     |     |  |  |

#### 備考

- 1 「幼・小・中・高生」の「高生」及び「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 2 「早朝・深夜等」とは、午前9時以前、午後0時から午後1時までの間、午後5時から午後6時までの間及び午後9時以降の時間をいう。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における主競技場又は体育室の専用使用の使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 使用面積が2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1又は3分の1の額とする。
- 5 11月1日から翌年4月30日までの期間における専用使用は、当該使用料の5割に相当する暖房料を徴収する。
- 6 備付物品以外の電気器具を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- 7 その他の催物に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担とする。
- 8 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 9 その他の催物に使用する範囲は、プロスポーツ及び社会教育的又は公益的な集会に限るものとする。
- 10 使用料の計算において、10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 11 回数券は、1回分で一つの時間区分について使用することができる。
- 12 回数券は、体育館の使用のほか、旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）に規定する旭川市東地区体育センター、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）に規定する旭川市東部スケートリンク並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール及びスケート場、東光スポーツ公園施設武道館（以下「武道館」という。）、常磐公園施設プ

ール，忠和公園施設体育館（以下「忠和体育館」という。），東豊公園施設体育館（以下「東豊体育館」という。），新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールを使用する場合にも使用することができる。

- 13 1月券は当該券を発行した日から起算して1月間，3月券は当該券を発行した日から起算して3月間，体育館の使用のほか，武道館，忠和体育館及び東豊体育館を使用する場合にも使用することができる。